

仕様書

1 件名

令和２年度草加市中学校放課後学習実施業務委託

2 目的

習得すべき基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせ、進級時の不安の解消、学力の定着と学習意欲の向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和３年３月３１日まで

4 令和２年度草加市中学校放課後学習実施業務委託に当たっての市の決定方針

令和２年度草加市中学校放課後学習の業務委託に当たり、草加市教育委員会では次の事項について方針を定めている。

(1) 名称

令和２年度草加市中学校放課後学習

(2) 目的

習得すべき基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせ、進級時の不安の解消、学力の定着と学習意欲の向上を図ることを目的とする。

(3) 実施主体

草加市教育委員会教育総務部指導課

ただし、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる者に委託することができるものとします。

(4) 契約期間

契約締結日から令和３年３月３１日まで

(5) 履行場所

市立中学校３校（別紙のとおり）

5 積算方法

次のとおり本仕様書の業務内容をもとに総価契約に係る費用を見積もること。また、見積額の内訳も記載すること。

・総価契約

総価契約における令和２年度草加市中学校放課後学習（以下「本事業」という。）対象者数は、市立両新田中学校１学年生徒３０名、市立青柳中学校１学年生徒３０名、市立松江中学校生徒１学年生徒３０名の合計９０名として契約額を積算すること。

6 委託料

委託料の上限額は、消費税及び地方消費税を含み、１，９００，０００円とする。

7 委託料の支払方法

・総価契約の支払方法

業務完了月払（年1回払）

総価契約に係る支払いは、草加市教育委員会が業務の履行を確認した後、支払うものとする。

8 本事業対象者

次に掲げる者を対象者とする。

①市立両新田中学校、市立青柳中学校及び市立松江中学校に在籍する1学年生徒で、継続して参加することができる者

②市立両新田中学校、市立青柳中学校及び市立松江中学校1学年生徒で校長が特に認める者

9 本事業の内容

(1) 実施教科

数学

(2) 業務内容

① 実施期間・回数

放課後等の各中学校の教室を使用し、契約締結日から令和3年3月までの祝日を除く月曜日から金曜日のうち、各校毎に5回実施し、詳細な日程は、受託後に委託者と協議・調整の上、決定する。

② 参加生徒数及びクラス数

全3校の参加生徒数の合計は、90名以内とする。各校あたり30名の参加者とし、15名のクラスを2つ編成して指導を行う。

③ 指導時間及び指導体制

1回あたりの実施時間は、100分程度とする。また、現場責任者及び学習指導員は、原則としてそれぞれの学校及びクラスにおいて全回を通して同一の者が指導を行う。

【実施例】

(例)	出欠確認	講座1	休憩	講座2
木曜日	16:00	16:05 ～ 16:50 (45分)	16:50 ～ 16:55 (5分)	16:55 ～ 17:40 (45分)

④ 指導形態

学習指導員1名に対し、1クラス15名の指導形態とする。各学校に、学習指導員2名と現場責任者として1名、合計3名を配置し、本事業実施校3校で学習指導員6名、現場責任者3名の合計9名が指導及び運営を行う。

現場責任者は、生徒の出欠確認、配慮が必要な生徒へのフォロー、運営補助（学習指導を含む）等を行うこととする。

⑤ 使用教材

参加生徒の学力・学習意欲の向上及び家庭学習の定着をねらい、受注者が本事業に適した教材を用意すること。また、教材について事業実施前に草加市教育委員会の確認及び承認を得るものとする。

⑥ 出欠状況確認

出欠状況を確認し、草加市教育委員会及び各中学校へ報告する。

⑦ 中学校・教育委員会との連絡調整

運営に関して調整の必要な事項（使用教室、実施日時の変更等）が発生した場合には、草加市教育委員会及び各中学校との連絡を密にして対応する。

⑧ 事業責任者

本事業を管理・統率する事業責任者を定め、全般的な管理や各学校や草加市教育委員会との連絡、協議を担当すること。また、受注者は適宜各中学校を巡回し、現場責任者及び学習指導員の指導の質の向上に努める。事業責任者は、受注者において正規社員又はそれに準ずる者を充てる。

⑨ 現場責任者及び学習指導員

現場責任者及び学習指導員は、次の各号に掲げる条件を満たしていること。また、受注者は、現場責任者及び学習指導員に契約内容について十分に説明するとともに、本事業の目的を踏まえ効果を上げるための研修を行い、従事してから問題が起きることがないように留意する。現場責任者及び学習指導員としての業務履行状況が不適切な場合には、草加市教育委員会と協議の上、代替の現場責任者及び学習指導員を配置すること。

- ・生徒の学力・学習意欲の向上に関する研修や、履行場所が中学校であることを十分に理解し、生徒が安心して学習できるようマナー等の育成に関する研修等を受けていること。
- ・類似業務での指導経験を有していること。

⑩ 放課後学習講座

- ・学習指導において、本事業の目的を踏まえ、個々の生徒に配慮した指導を行い、学力・学習意欲の向上に関して有効な指導の工夫を図ること。
- ・生徒が家庭で行う宿題等において、生徒に大きな負担とならないよう配慮するとともに生徒が家庭学習の一環として、計画的に取り組むことができるなど指導を工夫すること。

10 本事業における学力定着度確認テスト・意識調査について

(1) 学力定着度確認テスト

① 実施回数等

- ・学力の定着度を測るため、本事業対象の各中学校で行われる5回の放課後学習講座とは別に事前・事後に学力定着度確認テスト（以下「テスト」という。）を実施する。
- ・受講生徒に対して学校側が実施する。

② 作成及び分析等

- ・テストの作成・採点・分析等は受注者が行う。科目は数学のみとし、テスト実施時間は受注者と教育委員会が協議の上、決定する。
- ・テスト実施時間は30分程度を想定とする。
- ・テストの作成に当たっては、参加生徒の学力を考慮した効果的な内容のテストを提案し、当該テストについて本事業実施前に草加市教育委員会の確認及び承認を得るものとする。
- ・受注者は、分析結果について、学力定着度確認テストを受けた生徒に対して個別に1部ずつ、テストを受けた生徒の在籍する中学校長に1部、テストを受けた全生徒数分

を草加市教育委員会に1部作成し、発注者に提出すること。

- ・分析結果は、テストを受けた生徒の学力定着度、成果がわかるものとする。またテストを受けた生徒の課題や今後の取組に向けたアドバイスなど効果的なものになるよう工夫する。

(2) 意識調査

① 実施回数等

- ・意識調査は、本事業対象の各中学校で行われる5回の放課後学習講座とは別に実施する。
- ・受講者に対して学校側が実施する。

② 作成及び分析等

- ・意識調査に関わる調査票等の作成は受注者が行う。
- ・受注者は受講生徒の意識調査の集計・分析を行い、意識調査を受けた生徒の在籍する中学校長に1部、意識調査を受けた全生徒数分を草加市教育委員会に1部作成し、発注者に提出すること。

11 実施計画、報告書等

実施計画書、報告書等の提出方法については、紙ベースでの提出のみならず、電子データでの提出にも対応できるようにすること。

- ※ 電子データの提出は、画像等ではなく、発注者が加工処理できる形式で提出を行い、発注者の承認を受けること。

(1) 実施計画

- ① 受注者は、業務開始に当たり、実施計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ② 実施計画には、業務実施体制（従事者の氏名、役割等を記載した実施体制図）、業務スケジュール、実施予定業務一覧（放課後学習講座における学習内容等を含む）、その他業務実施に当たって必要な事項を記載すること。

(2) 報告書

- ① 受注者は、各学校における放課後学習講座の実施状況を報告する様式を作成し、各学校が5回の放課後学習講座を完了したとき、発注者に提出すること。
- ② その他、発注者に報告すべき事項が生じた場合、適時報告すること。

(3) 業務完了報告

受注者は、本事業を完了したときは、発注者が定める日までに委託業務完了報告者及び実績報告書を提出すること。

12 損害賠償

受注者は、発注者、参加生徒又は第三者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償し、損害の責めについては、受注者の責任において処理する。そのため、受注者は対象生徒への傷害・賠償責任保険（通学・下校時を含む）に加入し、万全の対応をとること。

13 経費負担

本事業に係る経費は、受注者が負担する。ただし、各中学校の施設使用に係る経費は、草加市が負担する。

14 資 格 要 件

- (1) 受注者は、次の資格要件を満たしていること。
- (2) 平成 27 年度以降に埼玉県内のいずれかの市町村の教育委員会が委託元として発注した中学生を含む学習支援事業を元請として受注し、令和元年度末までに完了した実績を 2 件以上有すること。

15 そ の 他

- (1) 本契約の実施に当たっては、市及び学校職員と密接に連絡を取り作業を進めること。
- (2) 本契約の実施に当たって履行場所で作業を行うときは、あらかじめ各学校の承認を得ること。
- (3) 選定時の提案内容を実現目標とすること。
- (4) 発注者及び受注者は、本契約書又は仕様書に定めのない事項についての疑義を生じたときは、双方で協議すること。
- (5) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (6) 当該業務を実施するに当たり、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項、草加市セキュリティ対策基準並びに別記特定個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (7) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

- 16 問合せ先 草加市高砂 2-1-7 ぶぎん草加ビル 4 階
草加市教育委員会 指導課 教育指導係 佐々木紀剛
048-922-2748

別紙

中学校

学校名

所在地

電話番号

草加市立両新田中学校

草加市両新田西町368-1

048-924-5051

草加市立青柳中学校

草加市青柳8-58-10

048-936-4001

草加市立松江中学校

草加市松江3-14-33

048-936-9903